



営農NEWS



農薬を使用する時の注意点について

農薬の使用にあたっては、使用者への安全、農作物残留に関わる安全、周辺環境などに関わる安全、農薬保管中の安全などを守って、適正に使用することが特に重要です。

以下に、防除作業を行うときの安全使用について、主な注意点を記載しますので、参考にしてください。

1 農薬を使用する前の注意点

- 1) 使用する農薬については、事前に、ラベルや包装および登録変更に関するチラシなどで、登録内容（適用作物、使用量または希釈倍数、使用時期、使用回数など）や効果・薬害等並びに安全使用上の注意事項、有効期限などをよく確認しましょう。また、使用する防除器具等の点検も十分に行っておきます。これは、農薬の散布中に防除器具が故障し、その修理中に農薬を吸い込んだり、漏れた薬液で薬害を起こすなどの事故が意外に多いことや、また、前回使用した薬液がホース内などに残っていないかを確認する必要があるためです。
- 2) 農薬を使用した場合、圃場周辺へのドリフトや河川への流失などで、周辺環境へ悪影響が発生しないよう、事前の対策を講じておく必要があります。特に、養蜂が行われている地区では関係機関と連携し、養蜂家との連絡や調整が必要です。また、収穫期近くの農産物が近くに栽培されている場合や除草剤の散布などでは、ドリフト低減ノズルを使用したり、栽培者と調整することも必要です。さらに、水田では「1週間程度の止水期間」が定められており、このための水管理や畦畔整備等が必要になります。
- 3) 散布作業などは重労働なので、使用者は健康状態を確認し、体調が優れないとき、疲労や病後など体調不良の場合は、作業を避けるようにしましょう。
- 4) 施設など閉鎖した場所では、薬剤使用後に圃場に立ち入らないよう管理作業等は予め済ませておきましょう。

2 農薬を使用する時の注意点

- 1) 作成する薬液は、使用する面積などに合わせて必要な量だけ調整し、使い切るようにしましょう。
- 2) 薬剤使用者は、調整や散布中に薬液を直接浴びないよう防護マスク、メガネ、手袋、全身を覆う作業衣などを着用し、作業中には決して喫煙や飲食をしないようにしましょう。
- 3) 薬剤や調整した薬液を運搬するときは、こぼしたり破損しないよう厳重に管理してください。
- 4) 薬剤散布は、無風または風が弱いときに行うなど、周囲に影響の少ない天候や時間帯を選び、ドリフトに注意して散布しましょう。また、常に風向きに注意し、風が強くなったときは中止しましょう。
- 5) 散布作業は、出来るだけ薬剤を浴びないよう後退しながら注意深く（野外では風を背にして、風上の方に後ろ向きに進行して）実施しましょう。また、作業中に気分が悪くなったり、身体に変調を感じたときは、直ちに作業を取りやめましょう。
- 6) 防除作業に慣れてくると、取り扱いが粗雑になり、油断からの不注意による事故が起こりやすくなりますので、常に初心者の気持ちで注意を怠らないようにしましょう。また、同じ人が長時間、連続して作業することも控えましょう。

3 農薬を使用した後の注意点

- 1) 作業後は、洗顔やうがい、目の洗浄などを行うとともに、薬液を被った衣服などは着替えましょう。
- 2) 作業日には飲酒をひかえ、疲労回復、休養に努めましょう。
- 3) 使用した防除器具やホースなどに残液が残らないように、丁寧に洗浄しましょう。なお、残液は散布むらなどの調整等に使用しましょう。
- 4) 農薬の空容器等の処分は、関係法令を遵守して適正に行いましょう。なお、市町村、地域が回収、処分しているところでは、そこで定められた方法に従い、適正に処理しましょう。
- 5) 常に防除日誌を備え、使用農薬名、使用場所、年月日、対象作物、処理法、使用量または希釈倍数などを記帳しておきますと、食の安全・安心の証明になります。さらに、使用した薬剤の防除効果などを確認するため、対象病害虫や雑草名、それらの発生状況、その防除効果なども記録しておきますと、その後の防除作業を効率・効果的に行うための参考資料となります。
- 6) 残った農薬は、保管庫などに鍵をかけて、適正に保管しましょう。残った農薬を、他の容器に移し変える（毒物・劇物を食品に使われる容器に移し変えることは禁止です）と、誤飲や誤使用など事故の原因になります。

農薬使用の際は、必ずラベル及び登録変更に関するチラシ等の記載内容を確認し、飛散に注意して使用して下さい。



生産資材部 営農企画課

電話：029-291-1012 FAX：029-291-1040